市議会マップ

リアルな市議会を実際に見てみよう！

～議会マスターへの道～

タテとヨコのかぎをヒントにクロスワードを解いてみよう！
わからない問題があれば、近くの議員や職員へ聞いてみよう！！

議会事務局

市議会をスムーズに運営するため、議員の活動をサポートするところです。

議長室

議長は普段この部屋で事務を行います。議長に報告があるときなど、ここで話を聞きます。

議長応接室

議長がお客さんを応接する部屋です。この部屋や廊下に歴代の議長の写真が飾られています。

特別会議室

会派の代表者が集まって開かれる会議などを行う部屋です。



委員会室

少人数の議員で、よりくわしく専門的に市の仕事について話し合う会議のことを委員会といいます。5つの会議が同時にできるように、5つの委員会室があります。



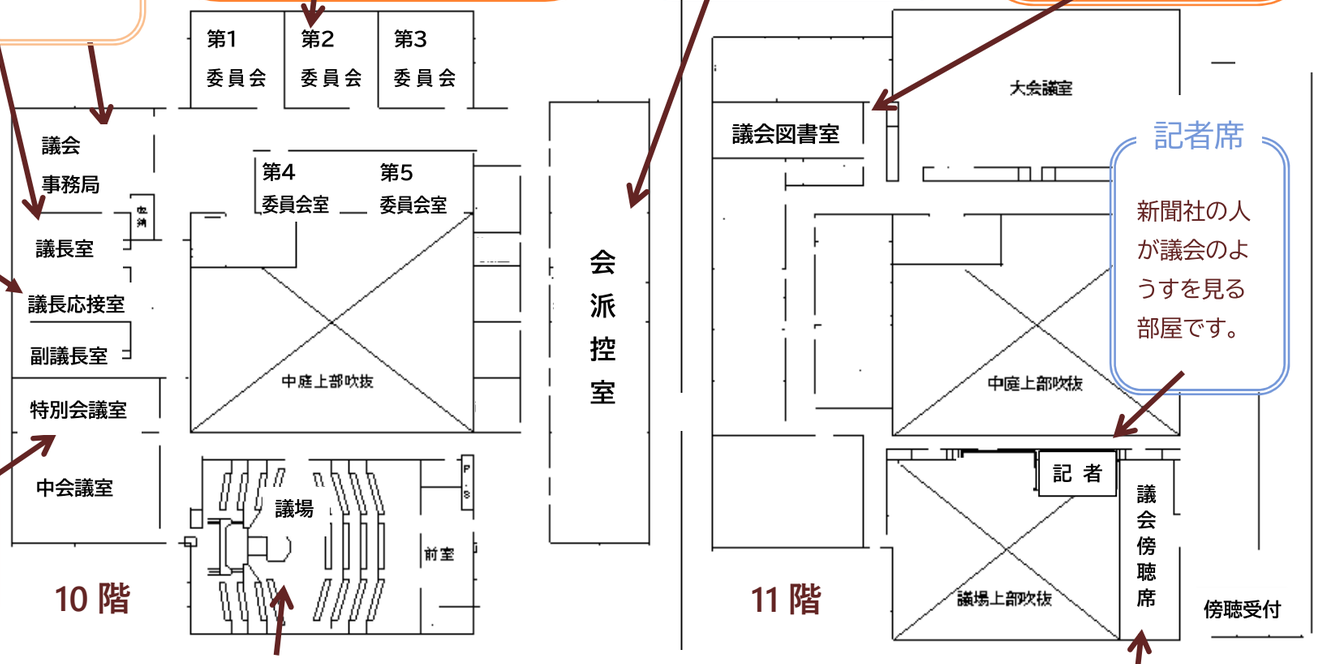
会派控室

議会活動のための調査・研究をしたりする部屋です。「会派」とは、議員のグループのことで、船橋市議会では2人以上のグループのことを「会派」といいます。

議会図書室

議員が調査研究をするときに使う部屋です。



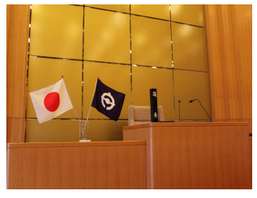


記者席

新聞社の人が議会のようすを見る部屋です。

議場

市議会の本会議が開かれる場所です。



議長席



市長席



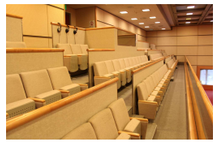
演壇
（議員が話をするところ）



質問の「持ち時間」を表示するモニター

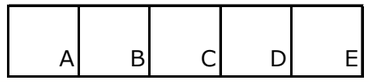
傍聴席

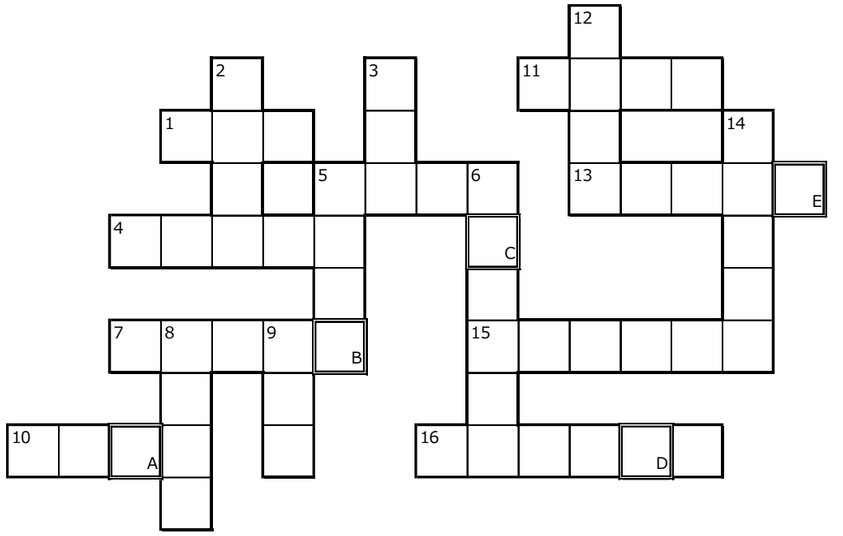
市民が会議のようすを直接見聞きすることを傍聴といいます。ここで市議会のようすを見ることができます。





～答え～





〈ヨコのかぎ〉

1. 議員が2人以上集まったグループのこと
4. 議員が議会に来ているか確認できるものを●●●●表示盤という。
5. 議員は●●●●で選ばれた市民の代表
7. 議員が質問する時に議場のモニターに映し出されるのは、出席議員数と何？
10. 今日皆さんを案内している議員は、何委員会のメンバー？
11. 議長室には、●●●●の時でも使える電話がある。
13. 傍聴席にある壁が透明なスペースは、どんな人が傍聴するためのスペース？
15. 議場の座席にある氏名の書いた黒い棒のこと（正式名称）
16. 議会には政策を決定する政策形成機能と市を監視・評価する●●●●●●がある。

〈タテのかぎ〉

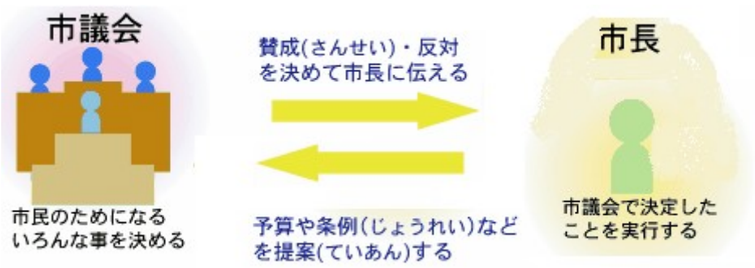
2. 議員全員で賛成か反対か決めること
3. 市長から議会に提出される「条例」や「予算」のことを●●●という。
5. 市民から議会に提出される要望のことを、●●●●または陳情という。
6. 議場で市の職員が座る席にあるボタンの名前は？（絶対に押さないでください！）
8. 議会図書室は、議員が●●●●研究するための場所。
9. 議場に3台。何が設置されている？
12. 市民から議会に提出された要望を審議した結果、賛成する議員が多かった場合●●●●される。
14. 議長は議会の●●●●●

市議会とは

市議会は、市の予算や条例などを議決し、市長は市議会の意思決定に基づき、住みよい豊かなまちづくりを進めています。

また、市議会は「議事機関」、市長は「執行機関」とも呼ばれています。市議会と市長は市民の代表としてそれぞれ対等の立場にあり、お互いの権能を生かし、市政の発展のために努力しています。

つまり、市役所は、市議会で決定したこと――市議会の議決に基づいて、仕事を進めているのです。



議員と議長・副議長

● 議員

市議会議員は、私たち市民の代表として、４年ごとに市民の選挙で選ばれ、市民のために仕事をします。

市議会議員に立候補できるのは 25 歳以上の市民で、市議会議員の選挙権があるのは 18 歳以上の市民です。船橋市では、50 人の市議会議員が選ばれます。

● 議長・副議長

議長は、市議会のリーダーとして会議をスムーズに進め、議会に関するさまざまな事務を行っています。また、市議会の代表者として、全国の自治体が加盟する議長会議や市の行事などに出席します。

副議長は、議長が不在のときに、議長に代わってその仕事を行います。

市議会の組織

● 定例会・臨時会

議会は、定期または臨時に、定められた期間開催されます。

定期的に開催される議会を「定例会」、臨時に開催される議会を「臨時会」といいます。

船橋市議会の定例会は、年４回(３月・６月・９月・12 月)に開かれます。

● 本会議

議員全員で議案などを審議し、議会の最終的な意思を決める会議です。原則として、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができません。

● 委員会

船橋市議会には「総務委員会」「健康福祉委員会」「市民環境経済委員会」「建設委員会」「文教委員会」のほかに「広報委員会」「予算決算委員会」「議会運営委員会」を加えた８つの委員会が常に置かれています。各委員会では、その担当する案件について、審査や調査をしています。

請願・陳情

文書により、市政についての要望や意見等を市議会に申し出ることができます。

議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

議会に提出された請願や陳情は、委員会に付託されて審査をされた後、最終的に本会議で採択か不採択か決められます。採択された市に関係のある請願や陳情は、市に送られます。

船橋市議会では、定例会の開会日の５日前午後５時までに受理した請願・陳情を、その定例会で審議することになっています。

船橋市議会

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25
TEL:047-436-3014(議会事務局)

LINE 公式アカウント @funabashi_gikai

X 公式アカウント @funabashi_gikai



議員に聞く！ 本当は身近な市議会



● 日時

令和8年8月19日(水)
14時00分～16時00分

● 内容

・開会あいさつ、オリエンテーション　(約10分間)

・市議会の仕組みを紹介　(約20分間)
市議会の仕組みや会議の様子をご紹介します。

・市議会施設見学　(約40分間)
普段見ることのできない議会の施設をご案内します。

・議員との意見交換会　(約40分間)
議員に聞きたいことを直接質問してみませんか？

・閉会あいさつ、アンケートのご案内　(約10分間)
アンケート回答にご協力をお願いします。

● 対象

中学１年生～高校３年生